

新発田市本田シェアオフィス利用越後姫栽培実証研究事業 プロポーザル募集要項

1 趣旨

新発田市（以下「本市」という。）は、越後姫を主たる特産品として生産・消費拡大・ブランド化等の取組を進めている。この度、本田シェアオフィス（旧本田小学校）を活用した越後姫の室内での通年栽培の可能性を研究するため、新発田市本田シェアオフィス利用越後姫栽培実証研究事業（以下「本業務」という。）を行うにあたり、豊富な経験と高度な技術力を有する事業者の中から、公募型プロポーザル方式により、本業務委託の受託者を選定するために必要な事項を定めるもの。

2 目的

本田シェアオフィスにおいて、越後姫の室内通年栽培の検証、最適な栽培環境の設計・育成管理など、新発田産越後姫の付加価値向上に向けた専門的な知識と技術に基づく提案を求め、『新発田といえば越後姫』のイメージを確実なものとするを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名：新発田市本田シェアオフィス利用越後姫栽培実証研究事業

(2) 履行場所：本田シェアオフィス（新発田市本田丙12番地）

※ 本事業の履行場所として100㎡以上を使用すること。「オフィス106（教室）」、「オフィス107（多目的教室）」を想定しているが、別添 本田シェアオフィスの図面等を参考とし、他のオフィスを利用する提案も可とする。ただし、他事業での利用を想定しているオフィスもあるため、利用が可能かどうか事前に確認すること。

<使用面積及び使用料>

	オフィス106	オフィス107
使用面積	22.88㎡	89.25㎡
使用料（令和7年度現在）	月額16,000円	月額62,000円
既設設備	照明設備、水道、井戸水	

※ 使用料には光熱水費が含まれる。

(3) 履行期間：契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 業務内容

- ① 計画・設計
- ② 施設整備
- ③ 栽培開始前の準備
- ④ 運営・管理
- ⑤ 保守・点検・トラブル対応
- ⑥ 販売・流通業務
- ⑦ その他上記に関連する事項

※ 詳細については、仕様書を参照すること

4 想定設備等

70,000千円

栽培研究に必要な設備として70,000千円を上限に受託者へ設備設置経費を支援する。ただし、オフィスの使用料や人件費、実証実験の運営・管理に要する経費等、その他の経費は全て受託者の負担とする。

※別添 想定設備仕様を参照すること。

5 参加資格

(1) 応募の形態

本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務を十分に遂行する能力を有すると認められる企業、団体とする。

(2) 応募資格

参加者（構成員含む。）は、次の①から⑨までのすべての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ③ 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、本市の資格審査を経て有資格業者と認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可決定が確定された者を除く。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 営業に関し許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受けていること。
- ⑦ 法人税又は所得税及び消費税、地方消費税並びに本市の市税を滞納していないこと。
- ⑧ 本市に主たる営業所又は従たる営業所を有すること、また、本市と円滑な連絡調整ができるとともに、本市の指示に柔軟に対応できる体制を有すること。
- ⑨ 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させるとともに、かつ本業務を円滑・確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

※ 契約締結後であっても、上記①～⑨の条件を満たしていないと判断された場合、契約の解除を行う場合がある。

6 スケジュール

公募のスケジュールは、以下のとおり行う予定（ただし、変更する場合がある。）。

内容	期間等
公告	令和7年7月10日（木）
参加表明書の提出期限	令和7年7月17日（木）15時まで
質問の受付期間	令和7年7月10日（木）から 令和7年7月17日（木）15時まで
図面の貸与及び現地確認 （事前申込み必要）	令和7年7月10日（木）から 令和7年7月17日（木）15時まで
企画提案書の提出期限	令和7年7月25日（金）15時まで
審査（プレゼンテーション審査）	令和7年8月7日（木）午前
選定結果の通知、公表	令和7年8月中旬
契約の締結	令和7年8月下旬
業務の開始	令和7年9月（予定）

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

提出期限	令和7年7月10日（木）から令和7年7月17日（木）15時まで
提出書類	①プロポーザル参加表明書（様式1号-1） ②誓約書（様式1号-2） ③法人概要書（様式2号） ④業務実績書（様式3号） ※類似の業務実績がある場合のみ ⑤納税証明書 ※直近1年の法人税、消費税（地方消費税を含む）、法人事業税及び法人市民税の納税証明書 ※提出日の3か月以内に発行されたもの（写し可）
提出部数	1部
提出方法	事前に電話連絡のうえ、直接持参すること。
問合せ・ 提出先	〒959-2415 新発田市住田510番地（加治川庁舎1階） 新発田市農林水産課生産振興係 電話：0254-33-3108（直通）

8 質問の受付

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、以下のとおりである。

受付期間	令和7年7月10日（木）から令和7年7月17日（木）15時まで
提出書類	質問書（様式4号）

提出方法	<p>電子メールで提出すること。</p> <p>担当：新発田市農林水産課生産振興係</p> <p>提出先：norinsui@city.shibata.lg.jp</p> <p>※電子メール送信の際の件名は、「新発田市本田シェアオフィス利用越後姫栽培実証研究事業業務委託に関する質問書（応募者名）」として送信すること。</p> <p>※送信後、必ず電話で担当へ連絡すること。</p> <p>電話：0254-33-3108（直通）（9時～17時）</p>
回答方法	令和7年7月23日（水）までに市ホームページに回答を掲載する。

9 図面の貸与及び現地確認について

対象施設の図面または現地確認を希望する場合は、事前に申込みが必要である。（事前申込以外の現地確認は受け付けしない。）

受付期間	令和7年7月10日（木）から令和7年7月17日（木）まで
貸与期間	令和7年7月25日（金）まで
提出書類	<p>任意様式に以下の事項を記入して申し込むこと。</p> <p>(1) 住所、商号又は名称及び代表者職氏名</p> <p>(2) 担当者の部署、氏名及び連絡先（電話番号、E-mailアドレス）</p> <p>(3) 来庁希望日時、来庁予定者名</p> <p>(4) 現地確認の希望日時</p>
申込方法	<p>電子メールでの申込みのみ受け付ける。</p> <p>担当：新発田市農林水産課生産振興係</p> <p>提出先：norinsui@city.shibata.lg.jp</p> <p>※電子メール送信の際の件名は、「新発田市本田シェアオフィス利用越後姫栽培実証研究事業業務委託に関する図面貸与（現地確認）（応募者名）」として送信すること。</p> <p>※送信後、必ず電話で担当へ連絡すること。</p> <p>電話：0254-33-3108（直通）（9時～17時）※土日祝日を除く</p>
貸与・現地確認方法	受付後、日程を調整し貸出日または現地確認日を担当者へ連絡する。図面の貸与については、指定した日時に農林水産課窓口に来庁すること。
その他	貸与する図面は本業務にのみ使用し、期間は最長2日とする。

10 企画提案書の提出

参加表明書提出後に以下のとおり、企画提案に係る書類を提出すること。

提出期限	令和7年7月25日（金）15時まで
提出書類	<p>1 企画提案書（様式5号）及び任意様式</p> <p>2 見積書（様式6号）及び施設仕様書（任意様式）</p>
提出部数	8部（正本1部、副本7部）

提出方法	事前に電話連絡のうえ、直接持参すること。
問合せ・提出先	〒959-2415 新発田市住田510番地（加治川庁舎1階） 新発田市農林水産課生産振興係 電話：0254-33-3108（直通）※土日祝日を除く
作成方法	(1) 作成方法 ①表紙は、企画提案書（様式5号）とし、表紙以降は任意様式により下記に示す記載すべき事項を簡潔にまとめ、余白に通し番号を付すこと。 ②文章を補完するためのイラスト、イメージ図、又は図面等の使用は可とする。 (2) 企画提案書等に記載すべき事項 ① 仕様書及び別表「審査項目及び配点」に示された審査項目内容を踏まえ、具体的に提案すること。 ② 見積書（様式6号）には、履行期間中の本業務に係る費用の見込額に当該金額の消費税及び地方消費税に係る税率に相当する額を加算した額を提出すること。上限額については「4 想定設備等」に示すとおりとする。 ③ 施設仕様書（任意様式）は、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格を記入すること。

11 選定方法

本市の職員等で組織する選定委員会において、提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施のうえ、別表「審査項目及び配点」により評価し、最も評価の高い順に順位を決定する。

また、本プロポーザルでは、企画提案内容の評価が一定の基準点数に達しないときは、当該企画提案を不採択とする最低採択基準点を設定する。最低採択基準点は、本評価基準の満点（100点）のうち60点とし、採択される企画提案がなかった場合は、再度プロポーザルを実施することとする。

(1) 審査（プレゼンテーション審査）

開催日	令和7年8月7日（木）午前
開催場所	新発田市役所 加治川庁舎3階 大会議室
審査内容	(1) 応募者による企画提案書のプレゼンテーション審査 (2) 選定委員による企画提案に対するヒアリング
備考	(1) プレゼンテーションは、プロポーザル参加表明書の提出順とする。 (2) プレゼンテーションは、応募者が1者の場合でも審査を行う。 ※その場合、当該応募者の評価点が最低評価点以上であれば、最優秀提案者として選定する。 (3) 出席者は、責任者を含め3名以内とすること。なお、欠席した場合は応募を取りやめたものとみなす。

	<p>(4) 説明は、1つの企業につき25分以内（説明15分、質疑応答10分）とする。</p> <p>(5) 開催当日に新しく資料等を提出することは不可とする。提出済みの企画提案書に基づき説明を行うこと。</p> <p>(6) プロジェクター等を使用する場合は、事前に申し出ること。プロジェクター及びスクリーンは、市で用意するが、パソコン等の機器は応募者が持参すること。</p> <p>(7) 選定委員会における審査の内容は公表せず、また、審査結果に対する異議には応じないものとする。</p> <p>(8) 提出書類が期限までに提出されなかった場合、又は提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。</p> <p>(9) 最高得点が同点となった場合は、審査項目中の評価項目の「独自性・創意工夫」、「社会的責任・地域貢献」や「人材育成・事業の発展性」の得点が高い者に決定する。</p>
--	--

(2) 選定結果

選定委員会の審査結果を踏まえ、すべての応募者に令和7年8月中旬以降に電子メールにて選定結果を通知し、市ホームページでも公表する。

なお、選定結果に対する質問や異議には一切応じない。ただし、自己の評価結果に限り、希望する応募者に対し情報提供を行う。

12 契約に関する事項

(1) 受託事業者の決定

本市と契約候補者とは、業務実施に向けた協議（事前協議）を行い、必要な事項の確認及び調整を行う。契約候補者との協議が不調に終わった場合は、次順位候補者を新たな契約候補者とし、同様の協議を行う。いずれの場合においても事前協議が整ったときは、その契約候補者と業務委託契約を締結し、受託事業者（受注者）として決定する。

(2) 責任及びリスク分担

責任及びリスク分担の考え方は、受託事業者は、実施する業務について責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として受託事業者が負うものとする。

(3) 印紙税の取扱い

契約締結に際して、受託事業者には印紙税が課税される（印紙税額については、税務署に確認すること）。

(4) 業務の詳細に係る協議

受託事業者は、企画提案書に従い誠意を持って業務を履行するものとするが、業務の詳細は事前協議により決定することとしているため、提案内容の見直しが必要となることがある。これらの見直しに伴い発生する費用は、両者協議の上決定する。

13 委託業務開始前における準備体制

受託事業者は、本市と連絡を密にし、円滑な委託業務開始に向けて必要な準備を行うものとする。受託決定後、本田シェアオフィスへの入居手続については、新発田市シェアオフィス条例に基づき、使用許可申請書等を提出すること。

14 その他留意事項

(1) 暴力団の排除

① 契約の締結

契約候補者選定から本件契約締結の日までの期間において、契約候補者が上記5-(2)-②に該当することが判明した場合、契約を締結しないものとする。

② 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずる場合がある。

(2) 使用する言語及び通貨

本プロポーザル及び契約締結に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 接触の禁止

募集期間中は、本要項に定められた場合を除き、選定委員、所管部署（問合せ・提出先に同じ。）その他本件関係者に対して、本プロポーザルに関する情報収集等を目的とした接触を禁ずる。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合がある。

(4) 応募の取下げ

応募書類を提出後、応募者の都合により応募を辞退することとなった場合には、応募辞退届（様式7号）を「15 担当課・問い合わせ先」に提出すること。その場合、当該辞退により本市に損害が発生した場合は、応募者が賠償するものとする。

(5) 提案内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を、契約候補者選定前に変更することはできない。

(6) 応募及び選定結果の取消し

応募資格を失った場合、又は有しないことが判明した場合及び応募書類の記載に虚偽や不備があった場合は、その応募又は選定結果を取り消す。

(7) 応募書類の取扱い

本市に提出した応募書類は、返却しない。また、応募書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しない。

(8) 応募書類の情報公開

本プロポーザルに係る応募書類は、新発田市情報公開条例（平成14年新発田市条例第34号。以下「情報公開条例」という。）に基づく開示請求の対象となる。開示請求がなされた場合は、個人に関する情報、企画提案書や見積書等、公表することにより提案事業者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、契約に係る事務に関し本市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報、施設の安全維持に支障とな

る事項等を除き、情報公開対象となる。なお、開示決定等に当たっては、あらかじめ提案事業者の意見を聴き、情報公開条例の規定に基づき決定することとする。

(9) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。また、応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果により生じた責任は、原則として応募者の負担とする。

(10) その他

本プロポーザルのために公募資料以外の資料を本市から提供することはない。応募者は、本市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行うものとする。

15 担当課・問い合わせ先

新発田市農林水産課生産振興係

〒959-2415 新発田市住田510番地（加治川庁舎 1 階）

電話：0254-33-3108 FAX：0254-33-3930

メールアドレス：norinsui@city.shibata.lg.jp_